

若年者等人材育成

支援事業補助金

若年者等の市内企業等への定着を図るため、資格・免許の取得のために従業員に研修等を受けさせる市内企業等に対し、補助金を交付します。

対象要件

1. 市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人であること
2. 令和5年4月1日において18歳以上40歳未満の従業員に、資格や免許の取得のための研修等を受講させる企業等であること
3. 市区町村税を滞納していないこと

※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等は除きます。

補助金額

上限 **10万円**

※補助対象経費の2分の1

※補助対象経費：企業が負担した受験料及び受講料（テキスト代含む）
試験により資格等を取得する場合は、合格した場合のみ対象とします。

⚠ 次の経費は補助対象外となります ⚠

- × 旅費、飲食費、消耗品費、通信運搬費
- × 国、県、市等から他の補助金や助成金等の交付を受けるもの
- × 接遇・マナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するもの
- × 一般的な趣味・教養に関するもの
- × 普通自動車第一種免許、普通自動二輪車免許または原動機付自動車免許



注意事項

- ・ **資格や免許の取得に係る研修等を受ける前に、申請が必要となります。**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、交付申請はお早めにお済ませください。
- ・ 年度内において、同一従業員に係る補助金の交付は1回（資格等の取得は1種類）限りです。

※交付要綱もあわせてご確認ください。
交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。

ホームページ
QRコード



【申請先・お問い合わせ】
十和田市農林商工部
商工観光課商工労政係
〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号
電話：0176-51-6773
FAX：0176-22-9799